

○ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年六月三十日／大蔵省／農林水産省／通商産業省／令第一号）

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十六条の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

（表示事項）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。

（遵守事項）

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充てんする事業者並びに飲料又は特定調味料が充てんされた容器

であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。

一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはることにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない。

二 表示を構成する数字、文字及び記号は、容器の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

三 第一号に規定する表示に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成七年六月二十九日までに製造され、又は輸入された容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものについては、法第十七条、第二十一条第二項及び第二十六条から第二十八条までの規定は適用しない。

附 則 (平成一三年三月二八日／財務省／農林水産省／経済産業省／令第二号)

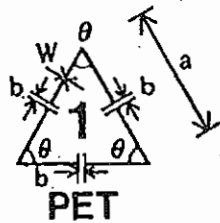
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月六日／財務省／農林水産省／経済産業省／令第一号)

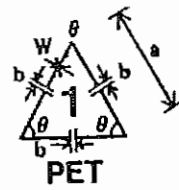
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

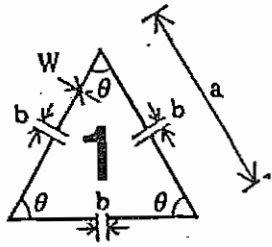
指定表示製品の区分	様式
<p>内容積が百五十ミリリットル以上一リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの</p>	<p>容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることに よる表示については、様式二</p>
<p>内容積が一リットル以上四リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの</p>	<p>容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることに よる表示については、様式三</p>
<p>内容積が四リットル以上の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの</p>	<p>容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることに よる表示については、様式四</p>



- a : 一辺の長さ (15mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (0.7mm以上1.1mm未満)
 W : 線の幅 (1.4mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ (60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z 8 305 に規定する 13ポイントの活字以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 305 に規定する 9ポイントの活字以上の大きさとする。

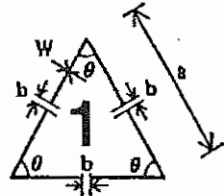


- a : 一辺の長さ (8mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (0.3mm以上0.8mm未満)
 W : 線の幅 (0.7mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ (60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z 8 305 に規定する 7ポイントの活字以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 305 に規定する 5ポイントの活字以上の大きさとする。



PET

a : 一辺の長さ (28mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (1.5mm以上2.0mm未満)
 W : 線の幅 (2.8mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ (60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 26ポイントの活字以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 17ポイントの活字以上の大きさとする。



PET

a : 一辺の長さ (21mm以上)
 b : 一辺の切れ目の幅
 (1.0mm以上1.5mm未満)
 W : 線の幅 (2.1mm以上)
 θ : 1つの角の大きさ (60°)
 数字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 20ポイントの活字以上の大きさとする。
 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 13ポイントの活字以上の大きさとする。